

指定学校変更承認基準

<平成 21 年 10 月 1 日改正>

	区分	事 由	対象学年	承認期間	添付書類
1	市内転居	市内転居で通学区域が変わり、引き続き転居前の学校へ通学を希望する場合。	小・中学校の 全学年	卒業するまで	
2	住宅購入等 (転居予定)	家の新築・購入等により転居をすることが確実であり、転居先の通学区域の学校へ通学・入学を希望する場合。ただし、転居までが概ね6か月以内の場合とする。	小・中学校の 全学年	転居するまで	建築確認書 売買契約書 賃貸借契約書 ※上記書類のうち、1つを添付すること。
3	両親共働き等	両親共働き又は父子・母子家庭で、預かり先又は店等のある通学区域の学校へ通学・入学を希望する場合。	小・中学校の 全学年	卒業するまで	勤務証明書 営業許可書 ※上記書類のうち、1つを添付すること。 預かり証明書 ※預かり先の世帯主の意思確認ができるもの
4	身体的理由	病弱等の理由により、通学・通院等利便性のある通学区域の学校へ通学・入学を希望する場合。	小・中学校の 全学年	卒業するまで	医師の診断書 学校長の意見書 ※上記書類のうち、1つを添付すること。なお、小学校入学時には、保育園・幼稚園長等の意見書とする。
5	教育的配慮等	いじめ等の理由により、指定学校以外の学校へ通学・入学を希望する場合。ただし、相当の事由があると教育長が認める場合。 ※小学校入学時は除く。	小・中学校の 全学年	卒業するまで	学校長の意見書

区分	事由	対象学年	承認期間	添付書類
6	部活動 指定学校に希望する部活動がなく、希望する部活動のある学校へ入学を希望する場合。 ※学期途中の廃部や怪我等特別な事情を除き、入学後入部を取りやめたり、退部した場合は、指定学校変更の承認が取消されることがあります。	新中学1年生 (市外からの転入生は中学校の全学年)	卒業するまで	
7	別表に定める調整区域に住している場合で、同表調整区域に応じ同表選択可能学校に定める学校へ通学を希望する場合。 ※弟・妹が指定学校変更を受け通学する学校に兄・姉が通学を希望する場合も含む。	・新小学1年生 ※入学の翌年3月31日までは適用できる。 ・転入生全学年 ※転入日から1年間は適用できる。	卒業するまで	
8	1. 兄・姉が指定学校変更を受け通学している学校に、弟・妹が入学を希望する場合。	新小・中学1年生	卒業するまで	
	2. 指定学校変更の申立て理由となった転居前及び預かり先の住所等を通学区域とする中学校に、入学を希望する場合。	新中学1年生	卒業するまで	

(注) 事由に該当しなくなった場合は、申し出により承認期間を短縮することができる。

別表 (調整区域関係)

調整区域	指定学校	選択可能学校
第八小学校区域のうち、桜が丘2丁目で市道第816号線以西	第八小学校	第十小学校